

仕 様 書

1 件名

水辺のにぎわい創出事業に係る効果測定等業務委託

2 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）では、「水辺のにぎわい創出事業」に基づき、水辺空間に多彩なにぎわいを演出し、東京を訪れる旅行者を魅了する空間の創出を推進する様々な取組（以下「水辺のにぎわい創出施策」という。）を実施している。

本業務は、この水辺のにぎわい創出施策について、事業実施団体効果測定及び先行事例調査を実施し、その結果を総合的に分析することで、より効果的効率的なものへと発展させることを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 8 月 31 日まで

4 履行場所

TCVB の指定する場所

5 委託内容

(1) 全体に関すること

- ア 業務の詳細について、事前にスケジュールを作成の上、TCVB と協議の上決定すること。履行にあたっては進捗状況を綿密に TCVB に報告し、その指示に従うこと。
- イ 受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するための体制を整備すること。特に現場体制（パートナー会社等）との連絡を密にしながらこれをコントロールできるよう十分に留意すること。
- ウ 調査が特定の企業、機関のみに利することのないよう、中立的な立場から公平性に十分配慮しながら調査を実施すること。
- エ 水辺のにぎわい創出事業について、別紙 1 「水辺のにぎわい創出事業 概要」を参照する等し、理解をした上で委託業務にあたること。

(2) 水辺のにぎわい創出施策実施団体効果測定

平成 28 年度水辺のにぎわい創出事業に基づき、事業実施した団体に対し、効果測定を実施すること。

- ア 対象団体については、区内に所在する全 6 団体に対し調査すること。
- イ 調査手法はヒアリング調査を基本とすること。
- ウ 調査に当たっては、実績等による定量的な成果の抽出のみならず、ソフト面等定性的な成果を抽出すること。
- エ 調査内容及び質問項目等については、TCVB と協議の上、決定すること。

(3) 先行事例調査

より効果的・効率的な水辺のにぎわい創出施策のための手本となるような、先行事例を国内から選定し調査すること。

ア 水辺のにぎわいを創出する取組の先行事例に対する知見を有する国内の自治体、事業者、有識者等を対象とすること。

イ 調査手法はヒアリング調査を基本とすること。

ウ ヒアリング対象の件数は、3件程度とすること。

エ ヒアリング対象は、中立性及び公平性を考慮して選定すること。また、選定に当たっては、TCVBと協議の上、決定すること。

オ ヒアリング調査にはTCVB職員3名程度が同行することとし、交通費及び宿泊費等必要な経費を委託料に含むこと。

(4) 分析

ア 上記(2)及び(3)で実施した測定及び調査の結果を分析すること。

イ 調査の結果得られたデータ等を中立的及び公平な立場から解釈し分析すること。

ウ 上記(2)及び(3)調査により得られた国内事業者・有識者の知見及び先行事例等の定性データや、既存の調査等を活用し、調査結果が有機的に関連するように分析すること。

エ 今後の東京都及びTCVBが実施する水辺のにぎわい創出施策に資するべく、分析結果を踏まえ、課題を明らかにすること。

オ 課題の分析に当たっては、現実的かつ的確なものとなるよう十分に配慮すること。

(5) 報告書の作成

ア 上記(2)から(3)で実施する調査及び測定の結果、並びに、その分析結果を報告書にまとめること。

イ 報告書には、水辺のにぎわい創出施策を東京都で実施する強み及び今後の課題を含むものとする。

6 納品物

(1) 報告書 (A4カラー)10部

※ 頁数の目安は、40頁程度とする。

※ Word等の汎用性の高いファイルで作成すること

※ 目次、体裁等はTCVBと協議の上、決定すること。

※ 概要版を作成すること。

※ 製本前の報告書一式を平成29年8月10日までに提出すること。

(2) 資料集10部

※ 調査で使用した集計結果及び各統計資料等

ただし、基本データ及びグラフ・図等はExcelで作成すること。

(3) 報告書及び資料の電子情報 (CD-RもしくはDVD-R)3部

7 納入場所

TCVB の指定する場所

8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 支払い方法

受託者への支払は、成果品納入後に委託料を一括で支払うものとする。

10 著作権

- (1) 本委託で作成した全ての成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）は、TCVB に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (2) 本委託で作成した全ての成果品は、TCVB 及び TCVB が認める者については、二次利用することができる。
- (3) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (4) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

11 調査秘密の厳守

受託者は、調査秘密が漏洩することがないように十分注意するとともに、以下の項目について遵守すること。

- (1) 調査目的以外に調査票又は調査対象リストの複製及び提供を行わないこと。
- (2) 調査票及び調査対象リスト等の保管・管理は絶対に外部に漏洩することがないように適切に行うこと。
- (3) 調査で知りえた調査対象者の個別情報は本調査のみに使用し、TCVB が委託する事業を除く調査へはこれを流用しないこと。
- (4) 事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、適切な処理を行うこと。

12 個人情報の保護

別紙 2 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

13 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

14 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、TCVBの担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- (3) 調査の実施にあたっては、次のことに留意すること。
 - ア 東京都が実施する各種調査はもとより、公的機関及び観光関連機関等が公表する各種統計データ等を参照して調査にあたること。
 - イ 調査実施にあたっては、調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を説明し、調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。
 - ウ TCVBの調査であるとして協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。

15 担当者

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・畠中

電話03-5579-2682/FAX03-5579-8785